

平成29年 No.14

○東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程の制定について

改正理由

附属学校運営部に新たに附属学校運営部長及び附属学校運営推進室を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 3月22日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年 3月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規程第10号

東京学芸大学附属学校運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学附属学校運営規程（平成16年規程第24号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学附属学校運営規程の一部改正について

改正理由：附属学校運営部に新たに附属学校運営部長及び附属学校運営推進室を置くことに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(業務の統括)</p> <p>第34条 [省略] (附属学校運営部長)</p> <p><u>第34条の2 運営部に、附属学校運営部長（以下「運営部長」という。）を置き、 本学の専任教授をもって充てる。</u></p> <p><u>2 運営部長は、附属学校を所掌する副学長の監督の下に、運営部を統括する。</u></p> <p><u>3 運営部長は、附属学校運営会議の意見を聴き、学長が任命する。</u></p> <p><u>4 運営部長の任期は2年以内とし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>5 欠員が生じた場合の後任運営部長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、 本学の専任教授又は附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>(附属学校副運営参事)</p> <p>第35条の2 [省略] (附属学校支援室)</p> <p>第35条の3 <u>削除</u></p> <p>(附属学校運営推進室)</p> <p><u>第35条の4 運営部の事務を処理するため、附属学校運営推進室（以下「運営推 進室」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 運営推進室に関する規則は、別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長</p> <p><u>(2) 運営部長</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(業務の統括)</p> <p>第34条 [省略]</p> <p>(附属学校運営参事)</p> <p>第35条 運営部に、附属学校運営参事（以下「運営参事」という。）2名を置き、 本学の専任教授及び附属学校の副校長等の経験者をもって充てる。</p> <p>2～6 [省略]</p> <p>(附属学校副運営参事)</p> <p>第35条の2 [省略] (附属学校支援室)</p> <p>第35条の3 <u>運営部に、附属学校及び附属学校教員を支援し、円滑な学校運営に 資するため、附属学校支援室（以下「支援室」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 支援室に関し必要な事項は別に定める。</u></p> <p>[省略]</p> <p>(組織)</p> <p>第38条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 附属学校を所掌する副学長</p>

(3) 運営参事

(4) 附属学校長又は副校長 4名

(5) 統括副校長

(6) 事務局長

2 前項第4号の委員は、運営会議の意見を聴き、副学長が任命する。

(任期)

第39条 前条第1項第4号の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 [省略]

[省略]

(会議)

第41条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第38条第1項第6号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2・3 [省略]

[省略]

(組織)

第46条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 附属学校を所掌する副学長

(2) 運営部長

(3) 運営参事

(4) 附属学校長

(5) 附属学校副校長

[省略]

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 運営参事

(3) 附属学校長又は副校長 4名

(4) 統括副校長

(5) 事務局長

2 前項第3号の委員は、運営会議の意見を聴き、副学長が任命する。

(任期)

第39条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。

2 [省略]

[省略]

(会議)

第41条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、第38条第1項第5号の委員については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。

2・3 [省略]

[省略]

(組織)

第46条 校長・副校長会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 附属学校を所掌する副学長

(2) 運営参事

(3) 附属学校長

(4) 附属学校副校長

[省略]